

犬山市働きて定住促進サポート事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の事業所で働く市外在住の者が市内に居住する住宅等を新築又は取得する場合にその費用の一部を補助することにより、本市の定住人口の増加を図るとともに、バランスのとれた人口構成の実現、子育て環境の充実、空き家発生の抑制及び地域社会の活性化に資することを目的とするため、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、犬山市働きて定住促進サポート事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 夫婦（第6条第1項の申請の日（以下「申請日」という。）から1年以内に婚姻する者（以下「婚約者」という。）及び申請日から第12条第1項の報告の日（以下「報告日」という。）までに犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（令和6年要綱第16号）に基づきパートナーシップに係る証明を受ける者（以下「宣誓者」という。）を含む。）又は親子で構成される世帯をいう。
- (2) 多子世帯 子が3人以上あり、かつ、第3子以降の子が中学生以下である世帯（申請日において第3子以降となる胎児の母子手帳を所有しており、事業の完了までに当該胎児が出生し、住民基本台帳に記載される場合を含む。）をいう。
- (3) 居住 現に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。
- (4) 住宅等 一戸建ての住宅、共同住宅及び長屋の住戸をいう。
- (5) 新築等 住宅等を新築し、増築し、又は改築することをいう。

- (6) 取得 住宅等を購入し所有することをいう。
- (7) 事業の完了 対象建物に居住し、所有権保存登記又は所有権移転登記が完了することをいう。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 申請者が世帯の構成員であること。
- (2) 申請日において、申請者の世帯が1年以上継続して市外に居住しており、申請者又はその配偶者（婚約者及び宣誓者を含む。）のいずれかが40歳以下であること。
- (3) 申請日において、世帯の構成員のいずれかが1年以上市内の事業所に勤務していること。
- (4) 世帯の構成員が、報告日において納期限が到来している市税を完納していること。
- (5) 世帯の構成員の全員が、犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 交付対象となる住宅等（以下「対象建物」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 報告日において、申請者の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅等であること。
- (2) 申請者が工事契約又は売買契約を締結した住宅等であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であること。
- (4) この要綱及び犬山市ふるさと定住促進サポート事業補助金要綱（平成27年要綱第51号）に基づく補助金の申請をこれまでに提出していない住宅等であること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、次に掲げる金額から次項に掲げる経

費を除いた額とする。

- (1) 対象建物の新築等に係る建築工事請負契約金額
- (2) 対象建物の取得に係る売買契約金額

2 次に掲げる経費は、補助の対象となる金額から除くものとする。

- (1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事費
- (2) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等の経費
- (3) 物置、車庫等の工事費
- (4) 他の補助金の補助対象事業となっている部分の経費
- (5) その他市長が補助の対象として適当でないと認めるもの
(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、前条の補助の対象となる経費の全額（20万円を超えるときは、20万円）とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 報告日において、世帯が多子世帯に該当するときは、前項の規定により算出した補助金の交付額に20万円を加算するものとする。
(交付申請)

第6条 申請者は、所有権保存登記又は所有権移転登記前に補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 第3条第1項第3号に定める市内の勤務者が申請日の属する年の前年の給与所得の源泉徴収票の写し
- (2) 市内の事業所で1年以上勤務していることを雇用者が証明する書類。ただし、現在の雇用者が前号の書類に記載される給与支払者と異なる場合にあっては前号の書類に記載されている給与支払者が1年以上犬山の事業所で勤務したことを記する書類及び離職したことを記する書類を併せて添付すること。
- (3) 申請者の世帯が、市外に継続して1年以上居住していることを証明できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (4) 対象建物の補助対象事業費の内訳が分かる書類

- (5) 補助事業の内容が確認できる図面等
- (6) 欠格事由に関する調査承諾書（様式第2）
- (7) 婚約者である誓約書（該当者に限る。）
- (8) 報告日までに宣誓者となることの誓約書（該当者に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 前項第6号の承諾書には、当該承諾に係る世帯の構成員が署名し、又は記名押印しなければならない。

（交付等の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容により次に掲げる事項について審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

- (1) 法令及び本市の条例、規則、要綱等に違反していないこと。
- (2) 補助金交付の要件を全て満たし、かつ、補助金交付の目的に適合していること。
- (3) 補助対象の経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (4) 予算の範囲内であること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の審査の結果、予算の範囲を超えている場合は、交付決定を保留する。ただし、辞退者の発生、予算の追加等の事由により、予算が確保された場合は、速やかに交付を決定するものとする。

（補助金交付の条件等）

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項について、確認及び検査を求めたときは、申請者はこれに協力すること。
- (2) 法令及び本市の条例、規則、要綱等を遵守すること。
- (3) 報告日において、世帯の構成員の全員が対象建物に居住していること。ただし、婚約者であるとき、又は市長が承認する場合で

一部同居できないときは、この限りでない。

- (4) 交付決定後３年間継続して、世帯が対象建物に居住すること。

ただし、市長が承認する場合で居住できないときは、この限りでない。

- (5) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めた条件

- ２ 前項第３号及び第４号に規定する市長が承認する場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となった場合

- (2) その他市長が必要と認める場合

(決定の通知)

第９条 市長は、第７条第１項の規定により補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第３）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- ２ 第７条第２項の規定により交付決定を保留したときは、交付決定保留通知書（様式第４）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(計画変更及び事業の廃止又は中止)

第１０条 交付決定を受けた者（以下「被決定者」という。）が、やむを得ない事由により、事業の計画変更及び事業の廃止又は中止（以下「計画変更等」という。）をする場合は、市長に計画変更等承認申請書（様式第５）を提出しなければならない。ただし、内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で交付決定額に変更を生じない軽微な計画変更等については、この限りでない。

- ２ 市長は、前項の申請について、その内容を審査し、承認したときは、計画変更等承認通知書（様式第６）により被決定者に通知するものとする。

(事業の中止の承認を受けた事業に係る特例措置)

第１１条 被決定者は、前条の規定により事業の中止の承認を受けた

事業について、中止の承認を受けた日の属する年度の翌年度に限り、当該事業に係る補助金の交付申請をすることができる。この場合において、第3条第1項第2号及び第3号の規定は適用しない。

- 2 第6条から第9条まで及び前条（事業の中止に係る部分を除く。）の規定は、前項の申請を行う場合について準用する。この場合において、第6条第2項に規定する書類等の添付は、前条第2項の計画変更等承認通知書の写しをもって代えることができるものとする。

（交付決定が保留された事業に係る特例措置）

第11条の2 第7条第2項の規定により交付決定が保留された者は、交付決定が保留された事業について、当該保留された日の属する年度の翌年度に限り、当該事業に係る補助金の交付申請をすることができる。この場合において、第3条第1項第2号及び第3号の規定は適用しない。

- 2 第6条から第10条までの規定は、前項の申請を行う場合について準用する。この場合において、第6条第2項に規定する書類等の添付は、第9条第2項の交付決定保留通知書の写しをもって代えることができるものとする。

（完了実績報告）

第12条 被決定者は、完了実績報告書（様式第7）を事業の完了の日から交付決定のあった日の属する年度の末日までに提出しなければならない。

- 2 前項の完了実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 各事業に関する契約書、図面、写真、領収書又は請求書の写し
- (2) 世帯の住民票の写し
- (3) 対象建物についての登記簿の全部事項証明書の写し
- (4) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であることを証明できる書類の写し

- (5) 世帯の構成員の一部が転居又は転出できないときの理由書（第8条第1項第3号ただし書きに該当する場合に限る。）
- (6) 第10条第1項ただし書の軽微な計画変更等があった場合は、その内容が分かる書類
- (7) 宣誓者であることを証する書類の写し（被決定者が宣誓者の場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定及び交付）

第13条 市長は、前条の完了実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の補助金の額を確定したときは、額の確定通知書（様式第8）により被決定者に通知するものとする。

3 被決定者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に、補助金交付請求書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の提出を受けた日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

5 市長は、第2項の通知後、3年を経過した時点において、世帯の居住実態を確認するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、被決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前条第3項の請求を行わないとき。
- (3) この要綱、関係規則及び関係法令に違反したとき。
- (4) 前3号に類するもので、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、補助金等変更交付決定通知書（様式第10）により被決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 前条第 1 項各号の規定により交付決定を取り消された者は、市長が定める期日までに、当該補助金を返還しなければならない。

- 2 前条及び第 1 項の規定にかかわらず、交付決定後 3 年以内に世帯が対象建物に居住しなくなったときは、申請者は、市長が定める期日までに、当該補助金を返還しなければならない。ただし、市長が特に返還の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(申請義務)

第 16 条 第 8 条第 2 項各号に掲げる事由が生じた場合は、補助金交付状況変更承認願（様式第 11）を速やかに市長に提出しなければならない。

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 24 日から施行する。ただし、様式第 9 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、

現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。